

大雪山国立公園内スノーモビル等の乗り入れ規制調整会議（令和４年度）議事概要

1. 日時 令和４年 12 月 9 日（金）13：00～14：00

2. 場所 東川町農村環境改善センター

3. 出席者 会議資料「出席者名簿」のとおり

4. 議事概要

1. 議事

（１）令和３年度におけるスノーモビル等乗り入れ規制対策の実施経過について

事務局（環境省大雪山国立公園管理事務所）から資料１及び別紙１～３に沿って説明

○当会議の目的、経緯をはじめ、スノーモビル（以下モビル）の乗り入れで生じる問題点やこれまでの取組状況、関係機関（環境省、国有林、道有林）における対応方針の整理を行い、モビルの乗り入れ規制に対する考え方について、改めて全体で共有した。

○令和３年度は、普及啓発パトロールの実施（別紙１）、抜き打ちパトロールの実施、通常パトロールの実施、看板の設置、監視カメラによる利用実態調査の実施（別紙２）、ドローンによる利用実態調査の実施、パンフレットの配布、HP での情報発信を行った。

・規制普及啓発合同パトロール、63 名の協力があつた。

○監視カメラによるモビル利用実態調査（別紙２）に関して、10 箇所計 13 台のカメラを設置。1 月及び 3 月に乗り入れが多く、上川管内では 3 月及び 4 月北見峠からの乗り入れ、東川管内では 1 月に南富良野幾寅からの乗り入れ（75 台）、上士幌管内は新得町北新内線入り口の乗り入れ（77 台）が多かった。曜日傾向としては日曜日の乗り入れが多かった。

・重点地域として監視を行ったペーパン地区をでは、レジャー目的はほとんどなかったが、北見峠では多数のモビルの乗り入れがあり、植生への影響が心配される。幌倉沼での乗り入れはハンターが多く、10 回に増えていた。

・抜き打ちでパトロールを行った東幾寅では、レジャー目的が多く、滞在時間も長い結果となった。

○ドローンによる利用実態調査は北見峠、ペーパン地区、大雪アンガス牧場周辺で行った。（別紙３参照）

・北見峠周辺、駐車帯から国道を渡り、ニセイカウシュッペ方面への走行跡を確認、どこまで乗り入れているのかの確認はできていない。

・大雪アンガス牧場での乗り入れは愛山溪方面に走行跡あり、未確認ではあるが、国立公園内に乗り入れている可能性が高い。

○インターネットによる情報検索を行ったが大きな成果はなし。

（２）令和４年度におけるモビル等乗り入れ規制対策について

事務局から資料及び別紙１～３に沿って説明

○モビル監視活動の対応方針について、違反行為の発見よりも、普及啓発による乗り入れの未然防止に重点を置く。併せて、乗り入れ情報の把握及び普及啓発は費用対効果の高い方法により行う。そのため、モビル乗り入れ規制調整会議を継続し、乗り入れ防止のための

関係機関の協力体制を維持する

○具体的な取り組みとして、

- ・従前の取組（①会議、合同パトロールの実施、②職員実行及びパークボランティアによるパトロールの実施、③乗入れが想定される箇所における看板の設置、監視カメラの設置）は継続して行う。
- ・モビルの乗入れ跡が見受けられる場所で関係機関等の協力を得ながら、チラシの配布等を行う。
- ・乗入れの懸念の高い地区を重点地域とし、重点活動日を決め、普及啓発活動を行う。
令和4年度重点地域と重点活動日については令和5年1月29日 上川町北見峠・旭川市東旭川瑞穂、令和5年3月5日 東川町幌倉沼・新得町北新内線入り口

○モビルの動線上に乗入れ規制を周知する看板の設置、自動撮影方式の監視カメラを設置し、利用実態のモニタリングを実施する。

○④インターネットパトロールを行う（SNSなどの検索による情報の把握）

○⑤乗入れ実態の把握に向けた取組の実施、効果的なパトロール手法の検討

- ・上士幌管内でのモバイル乗入れ実態試行調査を検討中
- ・上川管内3箇所（北見峠、ペーパン地区、大雪アンガス牧場）でドローンを活用したモバイル乗入れ実態調査の実施予定。
- ・関係者の協力を得た情報収集において、今年度も環境省業務において、ペーパン地区からのモバイルを使った登山道補修資材の荷揚げを行う予定であり、その際道中での監視活動の協力をお願いし、乗入れ状況の実態把握を行う。また、関係機関での独自の調査結果について、今後の取組みの参考とするため、結果の共有に協力いただきたい。

2. その他

○ご出席のみなさまに一言ずつ頂きたい。今年度の取組みに対するご意見、ご感想や昨年度、独自に取り組まれたこと、その他に共有すべきことや参考になる情報などお願いしたい。

（旭川山岳会）

○この会議の資料から、まだまだモバイルが入っているのだなと実感している。

（美瑛山岳会）

○美瑛町内の俵真布地区、宇莫別地区、監視活動を始めてからスキーツアーの引率などが減っている、一定の監視活動、カメラによる監視は効果的。

気になるのは、特定の箇所で毎年特定の人、同じグループが入っているが規制区域にはいられなければ摘発できないというところが納得のいかないところである。

カメラ、ドローンの設置により違反者の特定ができれば、その場で摘発ができるのか？この先、ドローンをどのように活かしていくのかをお聞きしたい。

（事務局）

○ドローンによる監視調査は令和3年度から始めたばかりであり、試行的である。また、

確実に禁止区域入っているのかどうかまではわからない。重点区域とされているポイントごとにドローンによる監視を積み重ねていく中で、法的にも違反であることが明らかになれば、ほかの関係機関との情報共有を密にして厳しい取締り、監視を強めていく予定である。

(東川山岳会)

○東川の光和地区、12月中旬に入ると白川美唄線～ノカナンまで行けるルートに入っているグループが多い。どの程度の場所まで入っているのか、一度監視カメラをつけて調査してほしい。

(事務局)

○情報いただき感謝。今後のカメラの設置場所を検討する際の参考にさせていただきたい。

(旭岳ビジターセンター)

○ドローンによる監視活動は大変わかりやすい。今年度はバックカントリー、ガイドの人たちの報告がないが、今後センターとしてはバックカントリーのガイド、アクティビティ関係者に向けて普及啓発する。

(東川町)

○乗り入れ禁止の看板、カメラがあっても禁止区域に入る人が続いている、令和4年度の方針のように違反者を取り締まるというよりも、どのような目的で普及啓発活動を行っているのかを伝えていく方法に賛成し、自治体としても協力したい。

(上川総合振興局)

○前年に引き続き南富良野の東幾寅地区では多くの乗入れがあり、今年度も注視していく必要がある。また、天塩岳方面のモビルの乗入れに関して、情報の共有に感謝。振興局には直接情報が入らず、とても参考になる。振興局として、今年度天塩岳～中越ルートのパトロールをおこなう予定である。その周辺で何か情報あれば、この会議において情報共有していく。

(旭川東警察署)

○当署管内はペーパン地区、幌倉沼地区となるが、啓発に重きを置き、より多くの人に知ってもらうことが必要。これらの地域は乗入れ禁止であるが、知らない人が多い。グループで乗入れする人達のうち、誰か一人でも規制区域であることを知っていれば、乗り入れをやめようという話につながる可能性がある。チラシ配布、インターネットなどの普及啓発、看板設置により知っていただく必要がある。検挙の際、認識しているか否か（過失又は故意）で刑罰が違ってくる。今後普及啓発活動がポイントとなると考えている。

(北海道警察旭川方面本部)

○今年北見方面斜里警察署で検挙した自然公園法違反の事件について紹介する。

今年4月阿寒摩周国立公園の規制区域内でモビルの乗入れをした9人を8月に書類送検。事件場所は小清水町藻琴山の山中、弟子屈在住のモビル愛好家はその場所が規制区域であることは知っていたが詳しい区域について確認しなかったと供述。

今回のように検挙することも大切であるが、自然を守るためには未然防止をしていくこ

との方が大切であり、そのための監視カメラの設置は有効である。

当所でも不法投棄防止のため監視カメラを利用しているが、とても有効である。

(事務局)

- 不法投棄のカメラの設置はだれが行い、またどのように「カメラで監視していること」を示しているのか。

(北海道警察旭川方面本部)

- 警察が設置するわけではないが、その土地の管理者が設置し、カメラ設置の旨を示している。

(上川中部森林管理署)

- 森林管理署の HP 上でモビルの乗り入れ禁止を掲載、北見峠、浮島峠において、巡視しながら注意喚起を行っている。また合同パトロール等は現地森林管理官が今後も対応を行っていく。

(上川南部森林管理署)

- 乗入れ規制の外側に入る方達が多い、入林届出の際に注意喚起している。普及啓発を地道に行っていくことが必要である。

(上川教育局)

- ドローンによる監視は注意喚起に有効であると感じている。もっとドローンを活用し、監視していることを周知することで乗入れは減るのではないかな。
教育局としては、大雪山の自然を守るためのモバイル禁止を周知していくための協力を示していく。

(上川町)

- 令和3年度の結果より上川町内でモバイルが多数入っているという結果を受け、今後合同パトロールの参加も協力していきたい。

(事務局)

- 先ほどの阿寒の事例について、4月の事件を8月に書類送検にされたことについて、モバイルを抑制するに当たって、日頃から収集しておくべき情報があれば教えていただきたい。また、不法投棄の未然防止策のカメラの設置について、カメラ設置の周知をすることで、いたずら等はないのか。

(北海道警察旭川方面本部)

- モバイルの送検の事件に関しては捜査に関わることなので、報道発表された内容しかお伝えできない点、ご理解いただきたい。不法投棄に関してカメラのいたずら、嫌がらせ、カメラを壊されたといった報告は受けていない。

(事務局)

- 規制のためには、カメラ設置は隠すのではなく、周知しておく方が有効ということか。

(北海道警察旭川方面本部)

- カメラ設置に当たっては、カメラの設置について示し、「なぜカメラを設置しているのか」という情報を相手に明確に伝えていくことが重要である。

(事務局)

○ご参考までに警察署に伺いたいですが、ドローン調査により道路を横断するモビルを確認しているが、このように公道を横切ると、道路交通法の違反となるのか。

(北海道警察旭川方面本部)

○道路交通法はあまり詳しくない、道路運送車両法など何らかの法令にかかると思うが、一瞬通りかかったのを検挙するかどうかは、判断基準は詳しくない。

(事務局)

○今後同じような事例が続く場合、個別に相談させていただきたい。

(旭川東警察署)

○事件として検挙するには、客観的に見ても禁止区域である環境にあることが重要であり、看板設置などによる周知が大きなポイントとなってくる。その上ドローンで監視されている、少し注意を働かなくてはならない場所であるということを認識のもと乗入れしたということが立件する上でポイントとなる。乗入れした事実を特定するために、上空からの走行経路、走痕軌跡が明らかであり、運転している人を特定できるかどうかのポイントになる。上空からの痕跡だけでは人物の特定が難しい。

看板設置により、乗入れ禁止場所であることを認識させるために、看板の設置を増やすことがよい方法ではないかと考えている。ペーパン地区は看板が一枚だけのようなので、見落とす方もいるかもしれない。人目のつきやすいところに複数枚設置した方がよいのではないか。

(事務局)

○モビル乗入れをする場所で初めて情報を知るよりは、事前に SNS 等での呼びかけはどうか。発信方法の可能性について、森林管理署としては自粛を求める情報発信をされているが、より強く抑制を求める情報発信はできないのか。

(上川中部森林管理署)

○森林法では山に入るだけでは罰則規定はない。モビル等で木や苗木等を傷つけると罰則が適用されるが、こちらでできるのは、自粛のお願いのみである。

(事務局)

○環境省では令和 4 年 4 月 1 日施行の自然公園法改正により自然公園法違反の罰則規定が強化されている（資料 1）。このことについて、環境省としても情報発信をもっとしていきたい。

(上富良野町 事務局代読)

○十勝岳の麓は木が生い茂っているので、モビルの乗入れを警戒していなかったが、狭い木の間であってもモビルの乗入れ事例があることを知り、人身事故防止、自然環境保護のため行政としても、乗入れ後の確認や規制看板設置などの協力をしていく。

上記を踏まえ、令和 4 年度の対策について、出席者から資料の通り進めることで意義異議なく了承された。